

# 通信査察を実施します

甲府地区消防本部では、電話等で聞き取りを行う通信査察を実施します。

通信査察は、消防職員が現地にて直接的に立入検査を実施することなく、電話、電子メール等の通信手段で防火対象物の実態を把握し、必要に応じて防火指導を行うことにより関係者が自主的に火災危険を是正することを目的としています。

一部の防火対象物において通信査察を実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 【通信査察の内容は？】

### 1 通信査察の説明と基本情報の確認

- 趣旨の説明
- 建物及び関係者の情報等

### 2 聞き取り内容

- 建物の増改築やテナント変更の有無について
- 防火管理、建物や消防用設備等の維持管理状況について
- 火災予防に関する事項について

### 3 その他

- 聞き取りの中で、現地確認が必要な内容があった場合は、後日立入検査で確認を行います。
- 調査時に指摘された事項について、後日改善状況を電話にて確認させていただきます。

## 【この電話、本当に消防署から？と思ったら・・・】

かかってきた電話が本当に消防職員であるか不審に思った場合は、電話を一旦切り、管轄の消防署に電話をかけていただき、担当者の在籍を確認してください。担当者の確認が取れましたら、日程調整または通信査察の実施をお願いいたします。

## 【その他】

- 消防職員による立入検査をご希望される場合はお申し出ください。
- 調査を拒否する場合又は調査により確認した違反が是正されない場合は、消防法第4条の規定に基づき、立入検査を実施します。
- 消防職員が消防用設備の設置や交換を指導することがありますが、消防用設備の販売や金銭の要求 をすること等はありません。



### 【お問い合わせ先】

- 消防本部査察課 055-222-1284
- 中央消防署査察係 055-254-9119
- 南消防署査察係 055-233-1499
- 西消防署査察係 055-276-3825